

1. 件名：日本原燃(株)再処理施設における事業者の検査活動の状況に係る面談

2. 日時：令和4年6月9日(木) 13時30分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官

関主任原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官

清水原子力専門検査官

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

平野主任監視指導官、福永調整係長、赤石行政事務研修員

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

藤原主任安全審査官、上出安全審査官

六ヶ所原子力規制事務所

皆川原子力運転検査官

日本原燃(株)品質保証部 部長 他6名

5. 要旨

○日本原燃(株)(以下「事業者」という。)から、新規制基準の施行前に工事を着手した設備等に関し、その主な工事案件と検査の状況等について、資料に基づき説明を受けた。

(1) 主な工事案件と検査の状況について

・主な工事案件に係る使用前事業者自主検査の状況及び各工事検査の工程(6、7月分)は資料1のとおりであり、既に設工認申請済の「冷却塔の耐震補強、竜巻防護対策等(A4B)」については、今後、使用前事業者検査として実施する。

(2) 工事検査および使用前事業者自主検査の保安規定要求事項との関係性の整理について

・保安規定の要求事項である「検査を支障なく完了させるまではプロセスの次の段階に進むことの承認をしないこと」及び「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保すること」と工事検査及び使用前事業者自主検査の関係性については資料2のとおり対応しており、設工認申請以後に行う使用前事業者検査のために必要な記録が取得できる体制となっている。

(3) 使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方について

・「冷却塔の耐震補強、竜巻防護対策設備(A4B)」に対する使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方については資料3のとおりであり、今後、設工認申請を分岐点として、設工認申請前の設備に対しては使用前事

業者自主検査を実施し、申請後の設備に対しては使用前事業者検査を実施する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

・「冷却塔の耐震補強、竜巻防護対策設備（A4B）」については、設工認申請後に耐火塗装範囲に対する設計変更が発生していることから、これに伴う検査についても説明すること。また、このような設工認申請後の設計変更が生じた場合の使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方を整理すること。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

## 6. その他

資料 1：主な工事案件と検査の状況について

資料 2：工事検査および使用前事業者自主検査の保安規定要求事項との関係性の整理について

資料 3：使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方について

以上